

諮問庁：国立大学法人電気通信大学

諮問日：平成30年9月18日（平成30年（独個）諮問第47号）

答申日：平成30年11月21日（平成30年度（独個）答申第34号）

事件名：本人の申立てによって行われた東京労働局長の指導に関する文書等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を開示した決定については、特定年月日Eに東京労働局に提出した文書に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月22日付け電大総第61号により、国立大学法人電気通信大学（以下「電気通信大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分に関して、不足している文書の開示をお願いいたします。

東京労働局から学長宛に特定年月日Eに指導する旨の連絡の文書一式及び特定年月日Eの指導に対して大学がどのように対応するか分かる文書一式には、以下の文書もあるかと考えられます。開示を要求いたします。

ア 特定年月日Eに東京労働局に出向いた時の電気通信大学からの提示文書一式（以下「請求文書1」という。）

イ 特定年月日Eに東京労働局に出向いた時の東京労働局から電気通信大学への提示文書一式（以下「請求文書2」という。）

ウ 指導を受けて、人事労務課での意思共有のための文書一式（以下「請求文書3」という。）

エ 指導を受けて、人事労務課及び関係各所（事業責任者及び人事担当理事を含む。）との意思共有のための文書一式（以下「請求文書4」という。）

オ 平成30年4月25日学術院代議員会において、再雇用に関する審議及び承認の経緯が分かる文書一式（以下「請求文書5」という。）

（2）意見書

ア 意見

（ア）今回の保有個人情報の開示請求は、なぜ電気通信大学による不当な雇用止めを受けることになったのか、その事実を知るために行いました。

電気通信大学での特定職A雇用の無期転換権発生に伴い、特定年月日Aに、特定職Bの雇用は特定年月日Bをもって終了し、次年度の更新を行わない旨の通達を受け、雇用止めとなりました。これにより、審査請求人は、一方的な被害を受けました。

不当な雇用止めであったことは、東京労働局及び電気通信大学も認めています。

特定月雇用が空いて、特定年月日Fから、特定職Bとして再雇用されましたが、この間の業務環境の変化に対応することができず、再雇用後は、解雇前と同様に勤務することが困難でした。さらに、現在に至っても、雇用止めを受けた苦痛は解消されていません。

今回の雇用止めに関して、電気通信大学はどのような意識を持っているのか提示していただきたいと考えています。担当者は、職員のキャリアパスに関することを軽率に実行したのではないだろうかとも考えています。

（イ）理由説明書（下記第3。以下同じ。）の3（1）について

「特定年月日Eの指導に対して大学がどのように対応するか分かる文書一式」には、当然、特定年月日Eの指導に向けて大学がどのように対応するかの文書が含まれると考えております。

特定年月日Cに東京労働局から個別労働関係紛争解決制度に係る来局依頼（特定番号A）があり、特定年月日Eに電気通信大学担当職員4名が東京労働局に出向いています。

なぜ、この4名が出向くことになったのか人選や、東京労働局に持参した、見解や、本件に関する資料など、本件の説明に必要な書類を用意したと考えられます。この書類には、なぜ審査請求人がこのような目にあったのか記されていると考えられるため開示を要求いたします。

（ウ）理由説明書の3（2）について

東京労働局からの資料として、大学から開示された資料は、a)

「個別労働関係紛争解決制度に係る来局依頼について」b)「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条の規定に基づく都道府県労働局長の指導について」でした。

上記a)は来局の依頼であり、上記b)は労働局が指導を行う際に、配布している資料と考えます。所要時間1時間30分の指導に対して、東京労働局からの資料がこの2枚のみとは考えづらいです。

(エ) 理由説明書の3(3)について

来局依頼を含む指導を受けて、大学担当部局である人事労務課で、何らかの意思共有がなされたと考えるのは一般的であると考えます。不当な雇用止めを行い、再雇用を行うのであるから、意思共有を文章として残しているのではないかと考えています。残していない場合は、一職員の人事を軽率に判断していると捉えることもできるのではないのでしょうか。

(オ) 理由説明書の3(4)について

来局依頼を含む指導を受けて、大学担当部局である人事労務課と関係各所(事業責任者及び人事担当理事を含む。)にて、何らかの意思共有がなされたと考えるのは一般的な解釈と考えます。不当な雇用止めを行い、再雇用を行うのであるから、意思共有を文章として残しているのではないかと考えています。残していない場合は、一職員の人事を軽率に判断していると捉えることもできるのではないのでしょうか。

(カ) 理由説明書の3(5)について

再雇用に関する話は、事業責任者より、資料1(添付省略)にあるように、特定年月日Dに、再雇用を行う用意がある旨の連絡があり、再雇用には、学術院代議員会の承認が必要である旨の説明がありました。

この学術院代議員会では、再雇用に関する審議が行われているため、不当な解雇や再雇用に関する大学担当者の対応が分かる議事進行があったものとするため、審議及び承認の経緯が分かる文章の開示を請求いたします。

(キ) 東京労働局の担当者の氏名の不開示について

平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」に照らし合わせると、開示することが妥当と考えられます。

イ 結論

以上のことから、不当な雇用止め及びこれにまつわる再雇用に関して、大学からの情報開示は十分なものとは言えないと考えます。どうか、精神的苦痛を受けている本件に関して、十分な情報公開を求めま

す。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件の概要

審査請求人から平成30年4月24日付けで本学が保有する（自己を本人とする）個人情報の開示請求があり、原処分を行った。その後、審査請求人から同年6月20日付けで原処分に対し、審査請求が提起された。

2 審査請求人の主張

（上記第2の2（1）と同様の内容であるので記載省略）

3 本学の判断

審査請求人の主張する文書一式（上記第2の2（1）アないしオ）について、本学の判断は以下のとおりである。

（1）特定年月日Eに東京労働局に出向いた時の電気通信大学からの提示文書一式（請求文書1）

審査請求人から平成30年4月24日付けで開示請求を受けて、本学は原処分を行ったところであるが、審査請求人は、請求文書1の開示がないことを理由として、原処分に不足がある旨を主張する。

しかし、当該開示請求書にある「特定年月日Eの指導に対して大学がどのように対応するかわかる文書一式」とは「特定年月日Eに指導を受け、その後、指導を踏まえて大学がどのように対応するか分かる文書一式」と解釈するのが通常であり、特定年月日E当日に東京労働局の指導を受けるために本学があらかじめ用意・提示した文書が含まれるとは解釈できない。よって、請求文書1は、原処分で特定すべき文書にはあたらないと判断する。

（2）特定年月日Eに東京労働局に出向いた時の東京労働局から電気通信大学への提示文書一式（請求文書2）

平成30年4月24日付けで開示請求があった際に、本件請求保有個人情報について探索を実施し、特定した文書は、全て開示したところである。

なお、諮問に際し、改めて探索を実施したが、該当する文書は存在しなかった。

（3）指導を受けて、人事労務課での意思共有のための文書一式（請求文書3）

上記（2）と同様である。

（4）指導を受けて、人事労務課及び関係各所（事業責任者及び人事担当理事を含む。）との意思共有のための文書一式（請求文書4）

上記（2）と同様である。

（5）平成30年4月25日学術院代議員会において、再雇用に関する審議及び承認の経緯が分かる文書一式（請求文書5）

審査請求人は、請求文書5の開示がないことを理由として、原処分に不足があると主張するが、情報公開制度においては、「請求日時点において、当該行政機関・独立行政法人等が保有している文書が開示の対象となる」と解釈される。

審査請求人からの開示請求は、平成30年4月24日付けであり、学術院代議員会の開催日は、同月25日であることから、審査請求人の求める請求文書5は、請求日において保有していない。

したがって、上記の情報公開制度の解釈にしたがえば、請求文書5は開示の対象とはならない。

なお、本人が求める請求文書5については、原処分において、審査請求人の便宜を図って開示した原議書「特定案件について」（文書2）の中に当該学術院代議員会の配布資料が含まれている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月26日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月29日 審議
- ⑤ 同年11月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書に記録された本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙2に掲げる文書に記録された本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象保有個人情報は不足しているとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

なお、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）。以下同じ。）において、不開示部分の開示を求めているが、これは本件諮問後の新たな主張と認められ、諮問の対象とされていないので、判断しない。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、電気通信大学の職員が特定年月日Eに東京労働局に向いた時の同大学からの提示文書一式（請求文書1）及び東京労働局から電気通信大学への提示文書一式（請求文書2）、東京労働局からの指導を受けて、同大学の人事労務課での意思共有のための文書一式（請求文書3）及び当該人事労務課・関係各所（事業責任者及び人事担当理事を含む。）との意思共有のための文書一式（請求文書4）並びに平成3

0年4月25日学術院代議員会において、再雇用に関する審議及び承認の経緯が分かる文書一式（請求文書5）に記録された保有個人情報の特定を求めていると認められる。

- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求文書1について

当該開示請求書にある「特定年月日Eの指導に対して大学がどのように対応するかわかる文書一式」とは「特定年月日Eに指導を受け、その後、指導を踏まえて大学がどのように対応するか分かる文書一式」と解釈するのが通常であり、特定年月日E当日に東京労働局の指導を受けるために電気通信大学があらかじめ用意・提示した文書（以下「本件提出文書」という。）は保有しているが、特定すべき保有個人情報には当たらない。

なお、審査請求人は、意見書において、東京労働局に出向いた者の人選に係る資料も特定すべきであるとしているが、このような人選に係る文書は作成・保有していない。

イ 請求文書2について

特定年月日Eに東京労働局に出向いた際に、東京労働局から電気通信大学への提示資料はなかったため、請求文書2に係る保有個人情報は保有していない。

ウ 請求文書3及び請求文書4について

上記イのとおり、東京労働局へ出向いた際に、東京労働局から電気通信大学への提示資料はなく、また、電気通信大学において新たに作成した文書はないため、請求文書3及び請求文書4に係る保有個人情報は保有していない。

なお、別紙2に掲げる文書1については、東京労働局に出向く前の段階において、人事労務課及び関係各所において共有している。

エ 請求文書5について

審査請求人からの開示請求は、平成30年4月24日付けであり、学術院代議員会の開催日は同月25日であることから、審査請求人の求める請求文書5は、請求日において保有していない。

なお、学術院代議員会は本学の教員人事の審議を行う会議である。

- (3) そこで、上記(2)アの本件提出文書について、諮問庁から提示を受け、当審査会において確認したところ、その記載内容等から特定年月日Eに東京労働局に提出した文書に記録された保有個人情報であることが認められる。

諮問庁は、本件提出文書に記録された保有個人情報は、特定すべき保

有個人情報には当たらない旨説明するが、当審査会において、本件開示請求書の内容を改めて確認したところ、「特定年月日Eの指導に対して大学がどのように対応するかわかる文書一式」と記載されており、審査請求書のア及び意見書のア（イ）における審査請求人の主張も踏まえれば、本件提出文書に記録された保有個人情報も含まれるものと解するのが妥当である。

そうすると、本件提出文書に記録された保有個人情報は、請求文書1に該当する文書に記録された保有個人情報として特定すべきである。

- (4) 次に、本件開示請求書の内容に本件提出文書に記録された保有個人情報も含まれることを前提に、請求文書2ないし請求文書4に記録された保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、請求文書2については、東京労働局から提供された資料は別紙2に掲げる文書1のみであり、請求文書3及び請求文書4については、文書1及び本件提出文書が該当し、これらの文書をもって、電気通信大学人事労務課内及び担当理事において共有しており、これらの外に作成・保有している文書はないとのことである。

以上の諮問庁の説明を踏まえれば、本件提出文書及び文書1以外に本件請求保有個人情報が記録された文書を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められない。

- (5) したがって、電気通信大学において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報として、本件提出文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、当該保有個人情報を本件請求保有個人情報の対象として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示した決定については、電気通信大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として特定年月日Eに東京労働局に提出した文書（本件提出文書）に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 1（本件請求保有個人情報記録された文書）

- （1）東京労働局から学長宛に特定年月日 E に指導する旨の連絡の文書一式
 - （2）特定年月日 E の指導に対して大学がどのように対応するかわかる文書一式
- それぞれ、供覧文書，決裁文書等を含む

別紙 2 (本件対象保有個人情報記録された文書)

- 文書 1 個別労働関係紛争解決制度に係る来局依頼について (特定番号 A)
- 文書 2 原議書「特定案件について」(特定番号 B)のうち本人に係る情報
- 文書 3 人事異動伺 (特定番号 C)
- 文書 4 人事異動通知書
- 文書 5 労働条件通知書
- 文書 6 特定プログラムでの雇用について
- 文書 7 特定個人の雇用について